



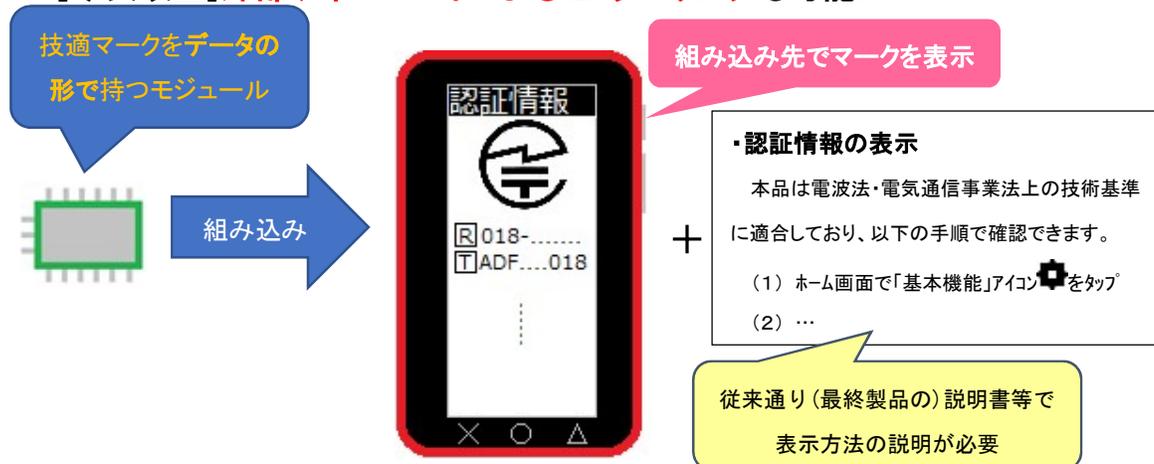
技適マーク表示方法の改正に関して

平成 31 年 2 月 8 日、総務省令第 5 号及び第 6 号が公布・即日施行され、電波法・電気通信事業法で表示が義務付けられている、いわゆる技適マークの表示方法について、改正が行われました。

主な変更点

- ① [従来]機器そのものに付属するディスプレイに限り電磁的記録の表示(E-ラベリング)が可能

→[今次改正]外部ディスプレイによる E-ラベリングも可能に



- ② [従来]表示される技適マークは必ず直径 3mm 以上

→[今次改正]容易に識別できるものであること

詳しくは弊社認証業務窓口までお問い合わせください。